

内閣総理大臣 野田 佳彦殿  
原発担当大臣 細野 豪志殿

### 原子力規制委員会人事案に関する要望書

原子力規制委員会の人事案に関して、多くの市民が署名や官邸前行動などで反対の意思を示しています。また、与野党の国会議員からも反対の声があがっていることなどの理由により、今国会における採決は見送られ、野田総理による委員の任命が行われる方向であることが報道されています。

本人事案に関しては、市民・弁護士・国会議員から 原子力規制委員会設置法の趣旨に反すること、同法7条7項3号に定める欠格条項、7月3日付政府ガイドラインの欠格条項に該当すること、委員長候補の田中俊一氏は、原子力委員会の委員長代理時代に秘密会合に参加するなど、福島原発事故を引き起こした原子力推進行政の責任があること、田中俊一氏・中村佳代子氏は、低線量被ばくの影響を軽視するなど、委員候補の資質に疑問があることなどの疑問が呈されてきました。これらの疑問に対して、政府は満足のいく説明を行っていません。

これらを踏まえ、以下を要請します。

1. 総理による委員の任命は、原子力規制委員会設置法附則第2条第5項に定められていますが、これはあくまで、「国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないとき」です。今回のように、国会は開かれているが、国会議員の質問に政府が十分こたえることができず本会議にかけることができない状況、また、法律や政府ガイドラインへの違反に対する指摘に政府が十分答えていない状況下で、この規定を適用すべきではありません。
2. 政府は、原子力規制委員会設置法7条7項、7月3日付政府ガイドラインを踏まえ、原子力規制委員会設置法の趣旨である「原子カムラの影響の排除」「利用と規制の分離」「国民の信頼回復」の原点に立ち返り、現在の人事案を見直してください。

以上

|       |       |       |        |       |        |
|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 衆議院議員 | 小野次郎  | 参議院議員 | 平山誠    | 衆議院議員 | 菊池長右エ門 |
| 衆議院議員 | 平智之   | 参議院議員 | 横峯良郎   | 参議院議員 | 田村智子   |
| 参議院議員 | 姫井由美子 | 衆議院議員 | 杉本かずみ  | 衆議院議員 | 鈴木克昌   |
| 参議院議員 | 系数慶子  | 衆議院議員 | 加藤学    | 衆議院議員 | 中川治    |
| 参議院議員 | 吉田忠智  | 衆議院議員 | 松木けんこう | 衆議院議員 | 京野きみこ  |
| 衆議院議員 | 中島隆利  | 衆議院議員 | 初鹿明博   | 衆議院議員 | 阿部知子   |
| 衆議院議員 | 照屋寛徳  | 衆議院議員 | 三宅雪子   | 参議院議員 | 山下芳生   |
| 参議院議員 | 田城郁   | 衆議院議員 | 山崎誠    | 参議院議員 | 古賀敬章   |
| 衆議院議員 | 服部良一  | 衆議院議員 | 笠井亮    | 参議院議員 | 又市征治   |
| 参議院議員 | 川田龍平  | 参議院議員 | 山内徳信   | 衆議院議員 | 吉泉秀男   |
| 参議院議員 | 谷岡郁子  | 衆議院議員 | 橋本べん   | 衆議院議員 | 柿澤未途   |
| 衆議院議員 | 石田三示  | 衆議院議員 | 木内孝胤   | 衆議院議員 | 相原しの   |
| 衆議院議員 | 辻恵    | 参議院議員 | はたともこ  | 衆議院議員 | 小泉俊明   |
| 参議院議員 | 有田芳生  | 衆議院議員 | 佐藤ゆうこ  | 衆議院議員 | 赤嶺政賢   |
| 衆議院議員 | 黒田雄   | 衆議院議員 | 太田和美   | 参議院議員 | 今野東    |
| 参議院議員 | 福島みずほ | 衆議院議員 | 齋藤やすのり | 衆議院議員 | 浅野貴博   |
| 衆議院議員 | 瑞慶覧長敏 | 衆議院議員 | 石原洋三郎  | 衆議院議員 | 高橋千鶴子  |
| 衆議院議員 | 中後淳   | 衆議院議員 | 牧 義夫   |       |        |